令和３年

第７回大磯町農業委員会総会会議録

日　時　令和３年７月２６日　午後１時３０分から
場　所　大磯町役場　本庁舎４階　第２委員会室

１　出席委員

１番　西　方　敬	９番　竹　内　浩
２番　柳　田　三千夫	１０番　近　藤　剛　司
３番　二　宮　賢　一	１１番　鈴　木　洋　有
５番　野　﨑　健　一	１２番　石　井　雅　浩
６番　今　井　正	１３番　安　池　雅　美
	１５番　青　木　貞　治
８番　吉　川　京　男	１６番　戸　塚　昭　雄

２　欠席委員
　７番　福　島　啓

３　遅刻委員
　１０番　近　藤　剛　司

４　農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)
　西　川　克　己　　柏　木　博　　吉　川　正　　守　屋　正　三

５　出席した書記
　事務局長　　久保田　徳人
　書記　　白川　春

６　議事日程
　第１　議事録署名委員の指名
　第２　議案第 14 号 農地法第５条の規定による許可について
　　議案第 20 号 農地利用集積計画書の決定について
　　議案第 21 号 大磯町農業委員会における新規参入基準に関する要綱(案)について
　　報告第１号　農地法第３条の３の規定による受理通知書について
　　報告第２号　農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出について
　　報告第３号　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出について

議長　ただ今の出席委員は１２名で、定足数に達しておりますので令和３年第７回大磯町農業委員会総会は成立いたします。
　なお本日、７番福島啓委員より欠席、１０番近藤剛司委員より遅刻の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長　次に、大磯町農業委員会会議規則第１８条第１項の規定により、８番吉川京男委員と９番竹内浩委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長　それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長　ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長　よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長　それでは、本日の議題に入ります。日程第２の議案第１４号「農地法第５条の規定による許可について」を議題に供します。
　それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記　議案第１４号「農地法第５条の規定による許可について」は議案書１ページの１件でございます。場所につきましては総会資料の１ページをご覧ください。
　なお、議案第１４号は第５回農業委員会総会で審議する予定でしたが、添付書類に不備があったため保留扱いとなっていたものです。

事務局　《議案第１４号１番を朗読・説明》

書記　当該農地は、急傾斜地の小高い山の頂上にある市街化調整区域のその他第２種農地で、車がないと生活が困難な状況ですが、譲受人の自宅及び周辺には駐車場がなく不便を強いられているため、自宅に隣接する農地を譲り受けて駐車場に転用するものです。
　なお、５月１３日に西方会長職務代理者と東小磯地区担当の安池委員及び事務局２名で現地確認を行っています。

議長　議案第１４号１番について現地調査をお願いした東小磯地区担当の安池委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１３番委員（安池）　１３番安池です。議案第１４号１番の農地について、５月１３日に西方

会長職務代理者と私と事務局２名で現地確認を行いました。
　当該農地は急傾斜地の小山の頂上にあり、車がないと生活に困る状況ですが、譲受人の自宅や周辺には駐車場がないため、農地転用により駐車場を確保することは妥当であると考えられます。
　また、隣接農地が一筆ありますが、非農地証明願が提出されているということですので、周辺農地への影響はないと考えられます。

議長　ありがとうございました。転用による周辺農地への影響はないとのことです。
　それでは議案第１４号１番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長　質疑がないようですので、議案第１４号１番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙　手》

議長　賛成者全員により、議案第１４号１番は原案とおり決定いたしました。
　以上で議案第１４号を終わります。

議長　次に議案第２０号「農地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。
　それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記　議案第２０号は議案書３ページの３件でございます。場所につきましては総会資料の２ページから４ページをご覧ください。
　大磯町長より令和３年７月１６日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

事務局　　《議案第２０号１番を朗読・説明》

書記　議案第２０号１番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。
　借り手は、町内の新規就農者で耕作放棄地を借りることで農地の遊休化防止と有効活用が図られると考えられます。
　なお、７月１６日に西方会長職務代理者と西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長　では、議案第２０号１番について現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

２番委員（柳田）　２番柳田です。議案第２０号１番の農地について、７月１６日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は耕作放棄地ですが、新規就農者が借りることで農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られると考えられます。

議長　ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られるとのことです。

では議案第２０号１番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員　最近の新規就農者の方を見ていると経営的に農業で食っていけるのかどうかわかっているのかなと思えることがある。農業に夢をもってやりたいというのはわかりますが、やっぱり生活が成り立たなければ生きていけないわけで、現実問題して農業だけでやっていくのは大変厳しいというのがここにいる皆さんの考え方だと思います。

書記　確かに新規就農相談において、ほとんど農業のことがわからずに農業を始めたいという方も見られます。しかしながら、しっかりと研修を受けてきて大磯町で就農したいとの方もいらっしゃいます。ご存じのとおり農家の後継者はどんどん減少しています。町の農業を維持していくためには新しい担い手を受け入れていくしか方法がない状況です。勿論、まじめに取り組んでいたとしても、うまくいかず離農してしまう方もいるでしょうが、最初から無理とか農業が大変なのがわかっていないだろうではなく、一生懸命やろうとしている新規就農者に対して農業委員をはじめとして町の農家が温かい目で見ていただき、皆で育てていこうということが担い手の育成だと思います。

委員　新規就農者対して何か補助金を出している事例はないのですか。

書記　国の農業人材投資資金という制度がありまして、年齢でいうと４９歳以下の方が新規就農された場合、１年目から３年目まで１５０万円、４年目と５年目に１２０万円の補助金が出ます。貰える要件は厳しくなってきてまして、補助金を貰っている５年間だけでなく、その後の５年間もちゃんと農業をしなければなりません。

委員　現在まで制度の適用を受けた事例はありますか。

書記　過去に３名いらっしゃいます。また、先月審議しました１名の方が受ける予定になっています。

議長　他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第２０号１番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙　手》

議長　賛成者全員により、議案第２０号１番は原案とおり決定いたしました。

議長　次に議案第２０号２番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　　《議案第２０号２番を朗読・説明》

書記　議案第２０号２番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

借り手は、当該農地の隣でお茶の栽培をしている農家で、１筆の残りの部分を借りることで農地の有効活用が図られると考えられます。

なお、７月１６日に西方会長職務代理者と西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長　次に議案第２０号２番について現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

２番委員（柳田）　２番柳田です。議案第２０号２番の農地について、７月１６日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は１筆の一部で、農家が一体で借りることで農地の有効活用が図られると考えられます。

議長　ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の有効活用が図られるとのことです。

では議案第２０号２番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長　質疑がないようですので、議案第２０号２番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙　手》

議長　賛成者全員により、議案第２０号２番は原案とおり決定いたしました。

議長　次に議案第２０号３番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　　《議案第２０号３番を朗読・説明》

書記　議案第２０号３番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

当該農地の隣接農地はＮＰＯ法人がビニールハウスを建てて営農しており、当該農地を借りることで、農地の集約化と営農拡大が図られると考えられます。

なお、７月１６日に西方会長職務代理者と柏木推進委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長　では、議案第２０号３番について現地調査をお願いした柏木推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（柏木）　推進委員の柏木です。議案第２０号３番の農地について、７月１６日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

ＮＰＯ法人が当該農地を借りることで、農地の集約化と営農拡大が図られると考えられます。

議長　ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の集約化と営農拡大が図られるとのことです。

では議案第２０号３番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長　質疑がないようですので、議案第２０号３番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員　今回、借りる農地は細長い形状をしていますが、ビニールハウスを建てることが可能なのですか。

書記　どのようなビニールハウスを建てるのか具体的な計画などは伺っていませんので不明です。ちなみにビニールハウスは農地転用許可は不要ですが、神奈川県平塚土木事務所との協議が必要だと記憶しています。

委員　この法人はかなりの面積を借りていますが農地所有適格法人ですか。

書記　農地所有適格法人でありませんが認定農業者です。

委員　ビニールハウスでは何を栽培されていますか。

書記　トマト、ルッコラ、レタス、パクチー、イチゴなどを栽培しています。

委員　現在この法人が借りている農地はどの範囲ですか。

書記　幼稚園の東側とその北側から公園の手前までの農地集団の大部分を借りています。

議長　他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第２０号３番は原案とおり決定いたしました。

議長　以上ですべての利用権設定の案件が終了しました。
　なお、議案第２０号１番から３番の決定事項は、町長に通知いたします。

議長　それでは､次に議案第２１号｢大磯町農業委員会における新規参入基準に関する要綱(案)について」を議題に供します。
　では、事務局より議案の朗読の説明をお願いします。

書記　議案第２１号「大磯町農業委員会における新規参入基準に関する要綱（案）について」は、議案書４ページと５ページをご覧ください。
　この要綱（案）は、大磯町に新規就農を希望する個人及び参入を希望する法人の受入基準について定めるものです。今までは１年間で１０アールという内規で運用してきましたが、この条件で農業技術等を確認することは困難であることから、周辺市町の要件を比較してして見直しを図るものです。
　新規参入者は従来どおり一定の農業技術や経験を持ち合わせた者であることを要件として農地を借り入れることができます。これは要件を満たさない参入者を受け入れると周辺の農業者などに迷惑を及ぼしたり、借りた農地の耕作を止めてしまったり、途中で撤退することが考えられるからです。
　また、新規就農する際に就農計画書を提出していただいていますが、町の基本的な構想は年間農業所得２５０万円程度、年間総労働時間１８００～２０００時間を目標とするもので、あくまでも目標ですが専業農家でないと達成困難な要件となっています。かといっていきなり５０アールや１００アールを借りても全部耕作ができる参入者は限られます。
　そこで新規就農の際に借りられる農地面積や期間を定めて将来的にやっていけるのか見させていただくことにしました。
　農地の借り入れの要件として、基盤法または農地中間管理促進法による場合は５年以内で３０アール以下としています。なお、大磯町独自の要件として兼業農家として参入を希望する場合は１年間、１０アール以下とします。
　このように基準を設けることにより、担い手として適正な個人や法人を受け入れることで、農地の遊休化防止と有効活用、集約化が図られると考えられます。

議長　ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、大磯町で新規参入する個人及び法人について一定の基準を満たすことを条件として農地の借り入れをすることで、農地の遊休化防止と有効活用、集約化が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員　前回出された時には内規だったはずですが、要綱に格上げしたのは何故なのか。新規参入としているが、新規就農ではないのか。前回も言いましたが、これは担い手の政策とは真逆のことをしようとしている。農地法では最低下限面積があるが、基盤法にはこれがない。あえて制限をする理由は何なのか。町外から就農したい者からすれば大磯町は歯止めをかけている、規制を強くしていると捉えかねない。他の自治体では空き家対策と兼ねて１アールから農地を借りられるようにしているところもある。もう一度全体的に見直すことを希望します。

書記　内規から要綱にしたのは、内部ルールとはせずに要綱として公表することで参入要件がはっきりとわかるようにするためです。新規参入としたのは個人と法人を対象としているためです。借りる面積と期間の上限を定めているのは最初から無理な計画で参入しないためです。参入後にきちんとできることがわかれば営農拡大ができるわけなので、決して排除するような要件ではないと考えています。

また、大磯町の農地の実情を考えれば、一度に５０アール以上の農地を一カ所に集積することは困難です。新規参入の実態としてもほとんどの方が最初は１０アール程度から始めることを希望しています。

なお、新規参入での問題点として、借りた農地を全部耕作できず、雑草を繁茂させたり、害虫を発生させたりして周囲の農家に迷惑をかけることです。そうなってしまうと農家とのトラブルを避けるために農地の貸し出しができなくなったり、在来農家から参入や営農拡大を拒んだりといったことが発生します。町としてはしっかりと農業経験と技術をもった参入者が地元の農家と仲良く営農していただくことを望んでいます。

委員　新規参入の場合、本当にきちんと農業ができるかどうかは、やってみなければわからないことですし、周りの農家ともうまくやっていけるのかどうかも心配です。きちんとできれば営農拡大できるわけですから問題はないのではないでしょうか。一定の基準と言っても制限というほどのことでもない範囲だと思います。１アールという話が出ましたが、１アールでは現実問題として農業で食べていけないでしょう。

書記　１アールという条件は、耕作放棄地対策というよりは空き家対策を促進するため、農地も一緒に借りることができるという付加価値を付けるために設定された条件だと思います。

委員　農地法で借りる条件として、解除条件付きで１０アール、１年間というのは思想的におかしいと思いませんか。

書記　前回も説明したとおり、新規参入を希望する方の中には参入資格はあっても収入は他の仕事で得ながら週末農業でやりたい、市民農園よりは広い農地で農業をしたいが１０アール以下で十分、専業農家のように一年中農業をしたくない、小さな耕作放棄地を借りて解消するボランティア農業のようなことをしたいといった方がいます。利用権設定の要件ではこのような方を受け入れることができないため、農地法の解除条件付きで要件を下げて受け入れようということです。１０アール１年間という条件もそういった方の意見で決めたもので、参入により周囲の農家に迷惑をかけたり、途中で離農されても問題が生じないために定めるものです。

委員　意外だなぁと思ったのが、大磯町の最低下限面積は４０アールですが、農地法の別段の面積が１０アールという市町村が全国的には１７４１市町村のうちの４１パーセントもあるんですね。

書記　最低下限面積は通常５０アールですが、市町村の実情に合わせて農業委員会が設定できます。大磯町では４０アールとさせていただいていますが、他の自治体では全域３０アールとか区域を分けて４０アールと１０アールというように複数の下限面積を設定しているところもあります。

委員　地元の農家としてはきちんと研修を受けた方が入ってきて、きちんと農業をやっていければいいのですが、過去には高い目標を持って就農した人が営農拡大して何年かしたら離農してしまいミカン畑が放棄されて山林化してしまったこともありました。農業をしたいという人は農業がいかに大変なのかわかっていない人がいる。地元の農家に信頼を得て、ずっと農業で生活していくという覚悟がなければ、なかなか農業を続けていくことは難しい。新規に農家を目指すにあたり、まずはしっかりと農業ができるかどうか見るために要件を定めることは理に適っていることだと思います。

委員　前回は内規だったが、今回は要綱として取り扱いたいので議案としたと思います。２点ほど聞きたいが、提案者は誰なのか、要綱案の別紙様式がついていないが、前回のものと変わっていないのかどうか。

書記、提案者は、要綱案は事務局ですが、最終的には農業委員会ということになります。
　また、様式も議案に含めなければならなかったのですが付すのを忘れていました。済みませんでした。内容については前回から変わっていません。

委員　様式はどのようなものでしたか。

書記　営農計画書と推薦書になります。

委員　先程の委員の意見もわかります。農業をするにあたり色々な問題があります。例えば水利権といった深刻な問題があります。

委員　農業委員会としては新規参入者の対応も必要ですけれど、農地を相続する農家の後継者に対する対策はもっと大事じゃないですか。

議長　そのことも大切ですが、今は要綱について審議しているので、その件については別の機会にお願いします。

議長　他にございませんか。要綱ですからより多くの委員の方の意見を聞いた中で決めたいと思います。また、今日、採決が難しいのであれば、出された意見を参考にもう一度事務局に案を作り直していただくことでどうでしょうか。

委員　私としては第４条の（３）は、ぜひ外してほしい。

書記　先程も説明したように町としては参入を制限するためのものではなく、仕事を続けながら兼業農家として参入したい方も救うためにこのような提案をさせていただいています。安定した生活のために現在の仕事で収入を得ながら耕作放棄地を少しでも減らすことができれば協力したいといった方でも、基盤法では町の基本構想を満足するような営農計画を立てていただく必要がありますが、兼業農家では要件を満足することは無理です。

議長　いろいろと意見が出ましたが、今後の新規参入に関わる重要な要綱ですので、この場で採決せずに意見を参考に事務局で要綱の内容について見直してみてはどうでしょうか。

書記　そのように致します。

議長　では、議案第２１号について、一旦保留として、内容を見直したうえで再度審議することでよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

議長　議案第２１号については保留とします。

議長　次に、報告第１号から第３号までについては一括して取り扱いますので、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長　よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第１号から第３号を終

わります。

議長　以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長　よろしいですか。それでは以上をもちまして令和３年第７回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

（午後２時５３分）